

6 田監第 3 号
令和 6 年 1 月 30 日

田村市長 白石 高司 様
田村市議会議長 大橋 幹一 様
田村市教育委員会教育長 飯村 新市 様
田村市選挙管理委員会委員長 白石 富博 様
田村市農業委員会会長 吉田 修一 様

田村市監査委員 郡司 健一

同 大和田 博

令和 5 年度定期監査の結果報告について（通知）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

定期監査結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項、田村市監査委員条例第3条の規定に基づく監査

2. 監査の執行者

田村市監査委員 郡 司 健 一

田村市監査委員 大 和 田 博

3. 令和5年度定期監査の実施日時及び対象について

月 日	時 間	対象課所名	監査場所
10月30日（月）	9:30 ~ 9:50	議会事務局	田村市役所 第1委員会室（4階）
	9:50 ~ 9:58	監査委員事務局	
	10:00 ~ 10:12	会計課	
	10:18 ~ 11:19	総務部総務課	
	11:34 ~ 11:55	総務部DX推進室	
	13:00 ~ 14:02	総務部企画調整課	
	14:06 ~ 14:20	選挙管理委員会事務局	
	14:35 ~ 16:13	総務部財政課	
10月31日（火）	9:29 ~ 10:37	市民部市民課	
	10:39 ~ 11:11	市民部税務課	
	11:14 ~ 12:00	市民部生活安全課	
	13:00 ~ 13:49	市民部環境課	
	14:03 ~ 15:04	保健福祉部社会福祉課	
	15:09 ~ 15:55	保健福祉部こども未来課	
	16:06 ~ 16:50	保健福祉部保健課	
11月1日（水）	9:29 ~ 10:59	保健福祉部高齢福祉課	
	11:02 ~ 12:07	産業部農林課	
	13:00 ~ 13:50	産業部商工課	
	13:55 ~ 14:46	産業部観光交流課	
	15:01 ~ 15:44	建設部建設課	
11月6日（月）	9:30 ~ 10:15	建設部都市計画課	
	10:35 ~ 11:40	教育部教育総務課	
	13:00 ~ 13:50	教育部学校教育課	
	13:58 ~ 15:11	教育部生涯学習課	
	15:16 ~ 15:37	農業委員会事務局	
11月7日（火）	9:27 ~ 10:22	上下水道局上下水道課	
	10:29 ~ 12:05	滝根行政局	
	13:00 ~ 14:06	大越行政局	
	14:10 ~ 15:07	都路行政局	
	15:10 ~ 16:30	常葉行政局	

4. 監査の範囲

- ・令和5年4月から令和5年9月までに実施した事務事業について
- ・財務会計（歳入・歳出、収入・支出）事務の取組状況について
- ・公共団体等の事務局及び事務従事の削減に向けた取組状況について

5. 監査の着眼点

①財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか

- ・財務会計（歳入・歳出、収入・支出）事務の取り組み状況について
- ・委託料、工事請負費等契約の取り扱い事務について
- ・公共団体等の事務局及び事務従事の削減に向けた取り組み状況について

6. 監査の方法

- (1) 令和5年度（令和5年4月～9月）上半期の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」が「適正かつ効率的に行われているか」について、所管課等から説明を聴取し、監査委員が質問するなどにより監査を実施した。
- (2) 令和5年度（令和5年4月～9月）上半期に実施された例月現金出納検査時に、指摘・指導事項として報告のあったものについて、各課所等から説明を聴取し、監査委員が措置状況を質問するなどして監査を実施した。
- (3) 各課所等が関わる公共団体等の事務局において、出納事務（現金取扱）等が適正・的確に実施されているかについて、各課所等から説明を聴取し、監査委員が質問するなどして監査を実施した。
- (4) 監査の結果、指摘事項等があれば監査委員から改善、検討を指示した。また、監査委員から講評を行った。

7. 監査の結果及び意見

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、総体的に概ね適正かつ効率的に処理されていると認められた。

一部に是正・改善を要する事項が認められたので、内容を十分に理解し、それぞれ必要な措置を講じられ、適正な事務処理に努められたい。

なお、事務処理上検討又は留意すべき点で軽微なものについては、監査の過程でその都度、口頭にて指導した。

また、各課所等における「公共団体等の事務局設置及び事務従事状況」については、当該団体等への移管がなされているが、未だに会計事務に従事している課所等があるので、早急に、会計事務の移管を勧められたい。

なお、やむを得ず会計事務に従事する場合は、預金通帳及び金融機関届出印（銀行印）の取り扱いを厳重・厳正にされたい。

(1) 是正・改善を要する事項

① 収入事務の未納対策について

税金、保険料、使用料などの滞納者については、自主財源の確保と負担の公平、公正の観点から、早期に督促するなど一層の収納率向上に努められたい。また、本庁担当課所と各行政局担当係との連携し、未納対策を強化されたい。

② 財務会計（歳入・歳出、収入・支出）事務執行について

歳出・支出における出納事務については、支払遅延の事例があったので、適正な予算管理・執行及び法令遵守を徹底されたい。

会計課において行われる指摘・指導事項については、弥縫策（一時凌）により処理している傾向にあり、同じような指摘・指導事項を繰り返している。

今後は、同じ指摘・指導事項等を回避するよう、個々の職員が制度や業務内容を十分理解し、適正な事務処理に努められたい。

特に、一般職（会計年度任用職員含む）と特別職の兼職、補助団体に支出する補助対象経費等は、適正かつ的確、明確なものか使途の確認を徹底されたい。

補助金等の財源が税金である以上、交付する側・交付される側も費用に対する公益性、妥当性等を検証し、特定の団体のみ利益で終わらないよう、不特定多数の市民の利益につながるよう共通認識で事務処理を行うよう努めていただきたい。

補助金等支出という手法で行政が関与すべきか、自主財源の確保などその団体自らの努力により運営ができるようサポートし、自主・自立した多様な活動を展開してもらうため団体育成も含めてお願いしたい。

契約事務については、規則、約款等に基づき、適正な事務処理を行うよう努めていただきたい。

③ 公共団体等にかかる会計事務について

職員による公共団体等の会計事務については、各団体への移管が進められてきたが、未だに公共団体等の会計事務に従事しており、公金及び準公金に係る不祥事を防止すること及び職員のリスクの軽減を図る観点から、公共的団体等の自営に向けた指導と、当該団体の職員の育成（会計事務に特化した指導・育成）に努められたい。

(2) 監査を受けるにあたって検討又は留意すべき事項

① 監査資料の提出について

監査資料の提出にあたっては、監査委員事務局の事前審査及び事前審査による監査委員への報告があるので、提出にあたっては、期限厳守を徹底されたい。